相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市本町二丁目一七八三番地、最後の住所群馬県館林市本町二丁目八番八号
被相続人　亡　石村　榮利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
群馬県伊勢崎市連取町一八六一―五システムビル二〇二号室
相続財産管理人　弁護士　村上　大樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市柏一丁目八二〇番地一、最後の住所千葉県柏市南増尾一丁目二四番一号
被相続人　亡　今**別**　隆二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
事務所千葉県松戸市新松戸北一丁目一二番地の六新松戸総合事務所
相続財産管理人　司法書士　伊見　真希

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市御幸町一五番、最後の住所福井県越前市御幸町一五番一九号
被相続人　亡　池田　了一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
福井市宝永四丁目九番一五号千葉ビル二階
相続財産管理人　弁護士　麻生　英右

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県鯖江市四方谷町第四号五一番地、最後の住所福井県鯖江市西袋町第七号一九番地田中充方、住民票上の住所大阪市生野区小路東一丁目一六番三〇号
被相続人　亡　俵　　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
福井県福井市宝永四丁目二番一〇号斉藤ビル二階
相続財産管理人　弁護士　小前田　宙

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市熱田区旗屋一丁目五一二番地、最後の住所愛知県弥富市富島一丁目六〇番地
被相続人　亡　佐藤　喜七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号
三博ビル五階名古屋第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　稲垣　宏子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府向日市鶏冠井町東井戸一七番一八番の一合地、最後の住所京都市北区上賀茂ケシ山一番地京都博愛会病院内
被相続人　亡　橋本伊佐夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
京都府木津川市木津川台三丁目二一番地四
相続財産管理人　藤原　八郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市中区陶器北七八五番地、最後の住所大阪府堺市中区宮園町七番六―六〇一号
被相続人　亡　髙木　健一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
堺市堺区中瓦町一丁四番二二号大阪信金ビル三階
相続財産管理人　中川　澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県八頭郡河原町大字河原五〇番地、最後の住所鳥取県鳥取市布勢六七番地八
被相続人　亡　森下　大二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
鳥取県鳥取市西町一丁目四五二番地二上田ビル二階　相続財産管理人　森田　富人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山市北区久米一一七番地一一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　國藤　教孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
事務所岡山市北区弓之町八―二二アドバンス弓之町三階谷川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鶴身　由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市林田一二七五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　有友　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
岡山県津山市田町五九番地二
相続財産管理人　正影　秀明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市安浦町安登東四丁目二一六四番地、最後の住所広島県呉市三和町一五番二三号　被相続人　亡　清水　月美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
事務所広島県呉市中央二丁目三番三〇号
相続財産管理人　金清　和人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県防府市大字奈美九二一番地六、最後の住所山口県防府市大字奈美九二一番地の六　被相続人　亡　松村　政子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
山口県防府市大字向島六二八番地
相続財産管理人　阿部　次男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県長崎市御船蔵町三〇番地、最後の住所福岡県直方市大字頓野九九三番地一
被相続人　亡　河合　初美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十三日
福岡市中央区天神二丁目一四番八号福岡天神センタービル六階
相続財産管理人　弁護士　堤　　克彦

第85期決算公告　　平成23年8月22日

東京都中央区八重洲2丁目8番5号
菱進ホールディングス株式会社
取締役社長　岩井　一雄

貸借対照表の要旨（平成23年5月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	796,298
	固定資産	7,504,394
	合計	8,300,693
負債及び純資産の部	流動負債	464,277
	固定負債	2,067,178
	株主資本	2,777,828
	資本金	50,000
	剰余金	2,727,828
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	2,715,328
	（うち当期純利益）	(125,090)
	評価・換算差額等	2,991,409
	合計	8,300,693